

## MHM Asian Legal Insights

第 150 号 (2023 年 4 月号)

森・濱田松本法律事務所 アジアプラクティスグループ  
(編集責任者：弁護士 武川 丈士、弁護士 小松 岳志)

### 今月のトピック

1. フィリピン : [企業結合に関する届出の金額基準の変更](#)
2. インドネシア : [金融オムニバス法の施行について](#)
3. マレーシア : [外国判決の執行についての連邦裁判所判決](#)
4. タイ : [在宅等勤務に関する労働保護法改正について](#)
5. シンガポール : [マネーロンダリング及びテロ資金調達対策要件の不動産開発会社への適用](#)
6. ミャンマー : [①: ミャンマーに対する経済制裁等アップデート～米国による追加制裁の発表](#)  
[②: 商標法の施行](#)  
[③: DICA による新規設立会社に関する Notification](#)

今月のコラム [—ミャンマーの観光スポット～ミャンマー人弁護士によるご紹介—](#)

### はじめに

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、MHM Asian Legal Insights 第 150 号 (2023 年 4 月号) を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

※本レターに記載した円建て表記は、ご参照のために、各現地通貨を現在の為替レートで換算したものとなります。

### 1. フィリピン：企業結合に関する届出の金額基準の変更

2023 年 2 月 16 日、フィリピン競争委員会 (Philippine Competition Commission) は、フィリピン競争法における企業結合に関する届出の金額基準を変更する決定 (Commission Resolution No. 04-2023 : 「本決定」) を行いました。本決定は、2023 年 3 月 1 日に発効しています。本決定における新しい金額基準は、以下のとおりです。

#### (1) 当事者の規模 (Size of Party) の基準

新しい金額基準においては、当事者の規模 (買収者又は被買収者のいずれかについ

## MHM Asian Legal Insights

て、その属する企業グループのフィリピンの年間売上高又は資産)の基準が、61億フィリピンペソ超(約148億円超)から70億フィリピンペソ超(約170億円超)に変更されました。

### (2) 取引の規模 (Size of Transaction)

新しい金額基準においては、取引の規模(議決権株式の取得の場合は、対象会社又は対象会社が支配する会社が有するフィリピンにおける資産又は売上高。また、合併会社の設立の場合は、合併会社に出資されるフィリピンにおける資産の額又は当該資産による売上高)が、25億フィリピンペソ超(約60億円超)から29億フィリピンペソ超(約70億円超)に変更されました。

なお、議決権株式の取得の場合は、当事者の規模と取引の規模の金額基準の両方を満たすことに加え、取引の結果、買収者が、議決権の35%超(当該取引の前に35%超を保有している場合は50%超)を保有することになる場合にのみ、企業結合に関する届出が必要となります。

2023年3月1日以後に適用される企業結合に関する届出の金額基準は上記のとおりです。フィリピンの企業結合に関する届出の金額基準は、フィリピンのGDPに応じて、原則として、毎年3月1日に変更されるため、フィリピンで企業結合を行う場合には最新の基準を確認する必要がある点に留意する必要があります。

弁護士 園田 観希央  
☎ 052-446-8651 (名古屋)  
☎ 03-6266-8595 (東京)  
✉ [mikio.sonoda@mhm-global.com](mailto:mikio.sonoda@mhm-global.com)

## 2. インドネシア：金融オムニバス法の施行について

インドネシアでは、2023年1月12日付けで金融分野の発展・強化に関するインドネシア共和国法2023年第4号(「金融オムニバス法」)が施行されています。

### (1) 金融オムニバス法の目的・概要

金融オムニバス法は、複雑に発展・多様化する金融サービスに対応すべく、金融分野における既存の複数の法律をまとめて改正し、より包括的かつ整合的な金融規制を創出することにより、インドネシア経済を活性化させることを目的としたものです。金融オムニバス法により、例えば、銀行法、資本市場法といった重要な法律が一部改正されています。

## MHM Asian Legal Insights

金融オムニバス法による改正は多岐にわたりますが、本レターでは、①大量保有報告規制、②開示規制及び③インサイダー取引規制の3点に関する改正についてご紹介します。

### **(2) 大量保有報告規制**

金融オムニバス法施行以前は、資本市場法上、インドネシアの上場会社等に関し、株主が当該会社等の払込資本の5%以上の株式を保有する場合、株式保有割合とその後の変動について、取引を行った日から10日以内に金融庁（「OJK」）に報告しなければならないものとされていました。

金融オムニバス法による資本市場法の改正により、上記報告期限は5営業日以内に短縮されています。

### **(3) 開示規制**

金融オムニバス法施行以前は、資本市場法及び開示規制に関連するOJKの規則上、インドネシアの上場会社等は、株式の価格又は投資家の判断に影響を及ぼし得る事象に関する重要な情報について、その事象が発生してから2営業日以内に、OJKに報告を行い、かつ、公表しなくてはならないものとされていました。

金融オムニバス法による資本市場法の改正により、上記報告期限は上記事象が発生した後「速やかに」報告・公表を行うものとされています。実務上、2営業日以内では遅きに失する場合があります。今後はより迅速な報告・公表等が求められることになると考えられます（なお、開示規制に関連するOJKの規則は金融オムニバス法による改正の対象となっていないものの、金融オムニバス法と上記のOJK規則を含む施行規則との間に不整合が生じる場合には、金融オムニバス法が優先するものとされています）。

なお、インドネシア証券取引所規則においては、上場会社について、上場会社やその連結子会社に生じた、当該上場会社の株価や投資家の判断に影響を及ぼし得る重大な事象、情報及び事実について、これらが発生した後2営業日以内に臨時報告書を提出しなければならないものとされています。同規則は金融オムニバス法施行以前から有効な規定ですが、資本市場法の施行規則ではないことから、金融オムニバス法施行による影響を受けないものと考えられます。

### **(4) インサイダー取引規制**

資本市場法上、上場会社等の内部者として、会社の内部情報を保有している者は、当該会社の株式又は当該会社と取引を行っている会社の株式を、それぞれ売買してはならないとされています。上記でいう「内部者」とは、①監査役、取締役若しくは従

## MHM Asian Legal Insights

業員、②主要株主、③その地位や職務上若しくは業務上の関係により内部情報を入手できる個人、又は④過去6か月以内に上記①～③のいずれかに該当していた者を指します。金融オムニバス法施行後もこれらの点に変更はありません。

もっとも、金融オムニバス法施行以前は、特段の制限を受けることなく適法に内部情報を取得した外部者は、インサイダー取引規制の対象から除外されていましたが、金融オムニバス法により、そのような者についても、取得した情報が内部情報であることを知っていて然るべきであった場合は規制対象に含まれることとされています。

金融オムニバス法による改正は、上記記載のもの以外にも多くの改正がなされており、実務上重要なものも含まれていること、また、一部の詳細については今後下位規則により制定されることにもなっているため、引き続き動向を注視する必要があります。

弁護士 竹内 哲  
☎ +65-6593-9755 (シンガポール)  
✉ [tetsu.takeuchi@mhm-global.com](mailto:tetsu.takeuchi@mhm-global.com)

弁護士 花村 大祐  
☎ +65-6593-9466 (シンガポール)  
✉ [daisuke.hanamura@mhm-global.com](mailto:daisuke.hanamura@mhm-global.com)

弁護士 シャハブ 咲季  
☎ +65-6593-9757 (シンガポール)  
✉ [zaki.shahab@mhm-global.com](mailto:zaki.shahab@mhm-global.com)

### 3. マレーシア：外国判決の執行についての連邦裁判所判決

ある国の裁判所で得られた判決は当然に他の国において執行できるわけではありません。マレーシアも同様で、一定の要件を満たしたマレーシア国外の裁判所の判決（外国判決）のみがマレーシア国内において執行できることとされています。これに関し、近時、連邦裁判所により判決（Pembinaan SPK Sdn Bhd v Conaire Engineering Sdn Bhd-LLC & Anor and Another Appeal [2023] 3 MLRA 287:「本判決」）が出されています。マレーシアで事業を行う日系企業の皆様も関心を持たれるところではないかと思われるので、以下に重要な点をご紹介します。

#### (1) マレーシアにおける外国判決の執行の概要

マレーシアにおいて、外国判決を執行するには、(a) The Reciprocal Enforcement of Judgment Act 1958（「REJA」）の別表1に記載された国の判決については、REJAに従った登録手続を行う、又は(b) REJAの別表1に記載された以外の国の判決については、（判決が確定した金額の支払いを求めるものであること、判決が終局的に確定したものであること等）コモンロー上の判決の承認執行の要件を満たすものについて裁判所における承認執行の手続を行う、という方法があります。REJAの別表1に記載されているのはシンガポール、ブルネイ、ニュージーランド等の7か国であり、日

## MHM Asian Legal Insights

本を含む多くの国との関係では(b)の方法による執行が行われることとなります。

### **(2) 本判決の事案の概要**

被上訴人は上訴人(2社)に対し、アラブ首長国連邦のアブダビの裁判所において、工事代金の支払いを求める訴えを提起し勝訴していました。被上訴人はアブダビで、上訴人はいずれもマレーシアでそれぞれ登録された会社であり、被上訴人は上訴人らに対しアブダビでの判決をマレーシアにおいて執行するための訴えをマレーシアの高等法院(High Court)に提起しました。

高等法院において、被上訴人はアブダビでの判決の原本も正本も提出せず、英訳に単なる写しを添付したのみでした(なお、英訳において当事者名の記載に齟齬があったことから、上訴人はその正確性を強く争い、最終的に3種類の英訳が提出される事態となりました。)。高等法院においては被上訴人の訴えが認められ、控訴審である控訴裁判所(Court of Appeal)においてもこの判決は(高等法院の判決で認められた利息を変更したのみで)基本的に維持されました。

### **(3) 連邦裁判所の判断**

これに対し、上告審であるマレーシア連邦裁判所は、控訴裁判所の判断を覆し、アブダビで取得された外国判決の執行を認めませんでした。連邦裁判所が示した理由の概要は以下のとおりです。

- (a) 裁判所規則と REJA を合わせ読むと、REJA に基づく外国判決の登録手續においては、外国判決の原本又は確認(verified)・証明(certified)・認証(authenticated)された写しの提出が必要であり、また外国判決が英語以外の言語で作成されている場合には公証又はアフィダビットによる認証を受けた英文翻訳を作成し、外国判決とともに提出することが必要である。
- (b) 本件は REJA に基づく登録ではなくコモンローに基づく承認執行を求める事案であるものの、連邦裁判所は、外国判決を証拠として提出する場合の取扱いを異ならせる理由はない。
- (c) 本件ではアブダビでの判決の提出方法が上記の要件を満たさないため、訴えの中核となる証拠が提出されていないこととなる。

### **(4) 結論**

本判決はアブダビで得られた判決の承認執行に関するものではあるものの、日本もアブダビも REJA の別表 1 に記載されていないことから、日本で得られた判決につきマレーシアで承認執行の手續をとる際にも同じ手續が求められると見込まれます。日

## MHM Asian Legal Insights

本で得られた判決についてマレーシアでの承認執行手続を取る場合には、こうした翻訳や認証等の形式面を整えるためのリードタイムにも十分配慮を行う必要があります。

弁護士 田中 亜樹  
☎ 03-6266-8919 (東京)  
✉ [aki.tanaka@mhm-global.com](mailto:aki.tanaka@mhm-global.com)

### 4. タイ：在宅等勤務に関する労働保護法改正について

労働保護法（Labour Protection Act）の改正が2023年3月19日の官報に掲載され、2023年4月18日より施行されます。今回の改正により、事務所ではなく、在宅又は情報技術を利用できる場所からの勤務（「在宅等勤務」）を行うためには、使用者及び労働者との間で一定の事項について合意を行う必要があります。

今回の改正の背景としては、従業員の雇用の安定及び生活の質の向上のほか、タイにおいて通勤・通学に自動車を使用されることが多いことから交通渋滞が社会問題となっているところ、交通渋滞の緩和の狙いもあるとされています。

在宅等勤務を行うためには、以下の事項について、使用者及び労働者の間で、書面又は電子的記録で合意を行う必要があります。

- (1) 在宅等勤務の期間（始期及び終期）
- (2) 通常の労働日、労働時間及び時間外労働時間
- (3) 各休暇を含む、時間外労働及び休日労働の取扱い
- (4) 従業員の業務範囲及び使用者の管理監督
- (5) 業務上必要とする機器の提供及び諸経費

当該改正は、在宅等勤務のために、以上の事項について合意を行うことのみを要件としているため、現時点においては、在宅勤務を導入するために、就業規則の改訂は必要とされていないと考えられます。もっとも、今後この点に関する規則や行政見解が出される可能性もあり、引き続き動向を注視する必要があるといえます。

弁護士 秋本 誠司  
☎ +66-2-009-5166 (バンコク)  
✉ [seiji.akimoto@mhm-global.com](mailto:seiji.akimoto@mhm-global.com)

弁護士 白井 啓子  
☎ +66-2-009-5130 (バンコク)  
✉ [keiko.shirai@mhm-global.com](mailto:keiko.shirai@mhm-global.com)

## MHM Asian Legal Insights

### 5. シンガポール：マネーロンダリング及びテロ資金調達対策要件の不動産開発会社への適用

シンガポールでは、2018年11月に国会で可決された Developers (Anti-Money Laundering and Terrorism Financing) Act 2018 (「本法」) が2023年6月28日付けで施行されます。本法は、マネーロンダリング及びテロ資金供与対策(「AML」)の一環として、それらの検知を容易にするための規制を導入することを目的とし、不動産開発会社に適用されます。また、都市再開発庁(the Urban Redevelopment Authority)は「AMLに関する不動産開発会社向けガイドライン」を策定し、不動産開発会社に対するAMLに関する規制のガイダンスを提供しています。本稿ではこれらの概要についてご紹介します。

#### **(1) AMLのために課される義務の概要**

本法において不動産開発会社が遵守しなければならないAMLのための主要な義務を下記のように定めています。

##### (a) 匿名口座開設の禁止

不動産開発会社が、匿名又は架空の名前を使用する購入者の要求に基づき口座を開設若しくは維持すること、又はこれらの購入者から金銭を受領することが禁止されています。

##### (b) 所定の顧客情報の精査 (Customer Due Diligence: 「CDD」)

不動産開発会社は、不動産取引で締結した売買契約書等に加えて、所定のCDD措置を行った結果取得した顧客情報及び文書を5年間保存する必要があります。

##### (c) 疑わしい取引の報告

顧客が汚職、麻薬密売その他の重大犯罪に関与した事実を知っているか、又はこれを疑うに足る合理的な理由がある場合、当該事実を報告する義務があります。

##### (d) 社内のAMLプログラムの構築

不動産開発会社は、AMLのリスクを特定又は軽減するため、従業員採用時の適切な手続等に関する社内ポリシーの策定が求められ、同ポリシーについて従業員に周知するプログラムを実施することが求められます。

なお、不動産開発会社の支店や子会社がシンガポール国外にある場合、不動産開発会社AMLのための企業グループレベルのプログラムの構築、実施及び情報共有の際の機密保持に関する適切な保護措置を取ることが求められます。加えて、それらに関

## MHM Asian Legal Insights

連会社に適用される AML 関連法令の内容・基準がシンガポールのものでない場合、不動産開発会社は関連会社の管理に際して適用法令より厳しい管理を行うか、それができない場合には当局に報告する必要があるとされています。

### (2) 当局による措置

不動産開発会社がマネーロンダリングや金融テロ犯罪で有罪判決を受けた場合、又は同罪で有罪判決を受けたことがある大株主を持つ場合、当局は同会社のライセンスの取り消し又は一時停止をする権限を有しています。また、マネーロンダリングやテロ資金供与の犯罪で有罪判決を受けた者は、不動産開発会社の取締役、マネージャー、財務管理、秘書役等の責任ある役職に就けないこととされています。

上記のとおり、不動産開発会社は、本法の 2023 年 6 月 28 日の施行までに、一連の AML 関連の義務の遵守に必要なポリシーの策定や関連手続を導入する必要が生じますので、留意する必要があります。

※当事務所は、シンガポールにおいて外国法律事務を行う資格を有しています。シンガポール法に関するアドバイスをご依頼いただく場合、必要に応じて、資格を有するシンガポール法事務所と協働して対応させていただきます。

弁護士 細川 怜嗣

☎ +65-6593-9467 (シンガポール)

✉ [reiji.hosokawa@mhm-global.com](mailto:reiji.hosokawa@mhm-global.com)

パラリーガル 有馬 潤

☎ +65-6593-9750 (シンガポール)

✉ [mequmi.arima@mhm-global.com](mailto:mequmi.arima@mhm-global.com)

## 6. ミャンマー

### ①: ミャンマーに対する経済制裁等アップデート～米国による追加制裁の発表

2021 年 2 月 1 日のミャンマーにおける国家緊急事態宣言発出後の対ミャンマー経済制裁の概要については、本レター第 121 号 (2021 年 2 月号) 以降の各号においてお伝えしたとおりです。本稿では、その後の米国による対ミャンマー制裁についての続報をお伝えします。

米国財務省外国資産管理室 (「OFAC」) は、米国時間 2023 年 3 月 24 日、ミャンマー国軍へのジェット燃料の供給や軍事装備の提供等に関与していることを理由に、Asia Sun Group、Asia Sun Trading Co., Ltd. 及び Cargo Link Petroleum Logistics Co., Ltd. の 3 法人と、Tun Min Latt 及びその配偶者である Win Min Soe の個人 2 名を、米国による

## MHM Asian Legal Insights

資産凍結措置等の対象者（Specially Designated Nationals and Blocked Persons）のリストに追加しました。このうち、Asia Sun Group については、既に英国や EU 等も制裁対象者に指定しており、米国も足並みを揃えた形となります。

なお、今回の OFAC による公表では、制裁対象者として指定された Tun Min Latt 及び Win Min Soe による保有・支配がなされている法人として、Star Sapphire Group of Companies、Star Sapphire Trading Company Limited 及び Star Sapphire Group Pte. Ltd. についても制裁対象となることが明らかにされています。このうち、Star Sapphire Group Pte. Ltd. はシンガポール法人です。2021 年 2 月の政変後、OFAC はミャンマー国軍関係者を中心に制裁対象者の範囲を徐々に拡大してきていますが、本件は、制裁対象者による保有・支配によるものも含め、シンガポール法人が制裁対象として明記された最初のケースとなります。シンガポール当局は、ミャンマー関係の取引への監視を強化しており、シンガポールの銀行によるミャンマー関係の送金の取扱いを差し止める動きも従前より一部で見られたところです。今回の OFAC の動きを受けて、規制が更に強化される可能性も否定できないように思われ、今後の影響が懸念されます。

### ②：商標法の施行

ミャンマーの商標法（Trademark Law）は、2019 年 1 月の成立後、2020 年 10 月より開始された「ソフトオープン」の期間を経て、長らく施行されないままとなっておりましたが、ようやく 2023 年 4 月 1 日付けで施行されました。法律の施行に合わせて、ミャンマー商業省傘下の知的財産局（Intellectual Property Department:「IPD」）は、2023 年 3 月 31 日付け Notification 第 17/2023 号において、商標法の下位規範となる商標規則（Trademark Rules）を公表しています。また、IPD は、2023 年 4 月 1 日付け Notification 第 1/2023 号において、商標法施行日以降の申請手続や申請・登録に要する費用についても明らかにするとともに、2023 年 4 月 7 日には、ウェブサイト上で、申請手続のタイムラインについて発表しています。

これらの内容については、当局がワークショップ等で行ってきた説明に基づき、本レター第 149 号（2023 年 3 月号）において、2023 年 3 月時点における見通しを既にお伝えしていたところですが、内容に若干の変更があります。2023 年 4 月 20 日時点で明らかにされている情報を整理すると以下のとおりです。

- (1) 商標法に基づく商標登録の申請は、2020 年 10 月以降の「ソフトオープン」期間において先行申請済の既存商標について 2023 年 4 月 3 日より受付を開始する。申請書の提出と申請料の支払は 2023 年 5 月 31 日までに行わなければならない。
- (2) 上記(1)以外の商標については、2023 年 4 月 26 日以降に申請を受け付ける予定。
- (3) 申請手続は、所定の申請書をネピドー又はヤンゴンの窓口に提出するか、オンラインで提出することにより行う。申請手続を代理人に委任する場合には、所定の様式で委任状を作成し、作成国で公証・認証を受けた上で提出する必要がある。

## MHM Asian Legal Insights

- (4) 商標登録に際しては、申請書提出時に申請料（150,000 ミャンマーチャット（約 9,400 円））、審査後の登録時に登録料（150,000 ミャンマーチャット）の支払が必要となる。

商標法の成立前からミャンマーで使用されてきた既存商標については、ほとんどの企業において「ソフトオープン」期間中の先行申請は既に行っておられると思われます。ただ、その場合でも、2023 年 5 月 31 日までに改めて申請書の提出と申請料の支払を行う必要があることにご注意ください。特に代理人に申請を依頼する場合には、委任状に関して公証・認証の手続が求められることもあり、それらに要する時間も考慮した上で対応を進める必要があります。

（ご参考）

本レター第 149 号（2023 年 3 月号）

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00066577/20230320-020011.pdf>

### ③ : DICA による新規設立会社に関する Notification

ミャンマーにおける会社登録を含む会社法に関する手続全般を所掌する投資企業管理局（Directorate of Investment and Company Administration : 「DICA」）は、2023 年 4 月 1 日、そのウェブサイトにおいて、ミャンマーで新たに設立される会社に関し、「Notification to companies」と題する通知（「本通知」）を公表しました。本通知では、全ての新規設立会社においては、その設立日から 2 か月以内に以下の書類を DICA へ提出しなければならないとされています。

- (1) DICA への法人登録時に届け出た会社資本金が、当該会社名で開設した銀行口座に  
払込み済であることを証する書面
- (2) 取締役に関する以下の書類
  - ミャンマー人の場合：国民登録カードの写し及び居住地の管轄警察署による推薦状
  - ミャンマー人以外の場合：外国人登録手続の完了を証する書類
- (3) 登録住所地に会社が所在する旨の管轄警察署による証明書
- (4) 株主が個人である場合には、当該個人に関する(2)記載の書類。株主が法人である場合には、当該法人に関する証明書

本通知がどういう目的で出されたものかは明らかにされていませんが、資本金の早期払込みによる外貨の確保や、取締役や株主に対する監視の強化が意図されていることが推察されます。2023 年 4 月 20 日時点では、本通知に定める上記対応は新規設立会社のみで求められるものですが、今後、既存会社についても適用対象が広げられる可能性も

## MHM Asian Legal Insights

否定できないように思われ、DICA の動向を引き続き注視していく必要があるようです。

弁護士 武川 文士

☎ +95-1-9253652 (ヤンゴン)

✉ [takeshi.mukawa@mhm-global.com](mailto:takeshi.mukawa@mhm-global.com)

弁護士 眞鍋 佳奈

☎ +95-1-9253653 (ヤンゴン)

✉ [kana.manabe@mhm-global.com](mailto:kana.manabe@mhm-global.com)

弁護士 井上 淳

☎ +95-1-9253654 (ヤンゴン)

☎ 03-6266-8566 (東京)

✉ [atsushi.inoue@mhm-global.com](mailto:atsushi.inoue@mhm-global.com)

## MHM Asian Legal Insights

## 今月のコラム

## —ミャンマーの観光スポット～ミャンマー人弁護士によるご紹介—

ミャンマーの4月と言えばティンジャン（いわゆる「水掛け祭り」）ですが、2020年のコロナ禍と2021年の政変以降、以前のような盛り上がりには欠けているのが実情です。私自身も数年ぶりにティンジャン直前の現地に入っておりましたが、以前のような、「ティンジャンを前に何となく町全体がソワソワしている。」感じはなくなってしまった気がします。ティンジャンに関して書くことは特になさそうだ、という結論に至ってしまいました…。

ティンジャンについて特に書けないという事態は想定していなかった私は、ミャンマー人の同僚の助けを乞うことにしました。2015年から長らくミャンマーに関わってきたにもかかわらず、出張以外でほとんどミャンマー国内を旅行したことのない私を見かねて、ミャンマーで是非訪れるべき観光地を紹介してくれました。和訳は私の方で作成したものですので、原文の繊細なニュアンスが伝わらなかった場合は全て私の責任です。2023年4月現在、ミャンマー国内の一部のエリアでは治安状態が悪化しており、かつてのように気軽にどこでも旅行できるという状況にはないのが寂しいところですが、近い将来状況が好転することを期待してご紹介したいと思います。

（弁護士 井上 淳）

## ● ミングン地区の有名観光地

## ～ミングン・パトダウジー、ミングン・ベル、ミヤ・ティン・ダン・パゴダ

“မင်းကွန်းဒေသရှိထင်ရှားလှသည့် မင်းကွန်းပုထိုးတော်ကြီး၊ မင်းကွန်းခေါင်းလောင်းကြီးနှင့် မြသိန်းတန်စေတီ”



ミングン・パトダウジー（上の写真参照）は、マンダレーから北に11キロほど行ったところ、ザガイン管区ミングンのエヤワディ川西岸にあります。ミングンは、コンバウン朝時代に、素晴らしい工芸品や芸術品で知られたところです。未完成なままの遺跡ではありますが、この地域において極めて歴史的価値の高いスポットです。マンダレーからは、自転車、エヤワディ川のボート、又は車でアクセス可能です。ミングンに向かう途中の道では、数多くの仏教寺院だけでなく、文化的、芸術的な価値の高い記念碑や僧院、瞑想施設等を見ることができます。

## MHM Asian Legal Insights

ミンゲンへの途上、カンドー湖（ミンゲンにある最大の湖 4 つのうちの 1 つ）も見ることができます。この湖は、1790 年に、コンバウン朝のポーダウパー王がミンゲン・パドダウジーを建設する際に土地を掘削したことによってできたと言われています。ミンゲン・パドダウジーの建設は 1790 年に始まり、500 フィート（約 152 メートル）の高さまで建てる予定であったものの、162 フィート（約 49 メートル）で建設は止まったままとなっています。形状は四角形で、その大きさは一辺が約 450 平方フィートもあります。ミンゲン・パドダウジーのもう一つの見どころとして、東側の階段のところに、エヤワディ川を向かって鎮座する 2 体の巨大なライオンの像があります。

“မင်းကွန်းပုထိုးတော်ကြီး”သည် မြန်မာနိုင်ငံအလယ်ပိုင်း၊ မန္တလေးမြို့မှ ၁၁ ကီလိုမီတာအကွာ၊ ဧရာဝတီမြစ်၏ အနောက်ဖက်ကမ်းတွင်ရှိသော်လည်း စစ်ကိုင်းတိုင်းဒေသကြီး၊ စစ်ကိုင်းမြို့အနီး မင်းကွန်းဒေသတွင် တည်ရှိ ပါသည်။ မင်းကွန်းဒေသသည် ကုန်းဘောင်ခေတ်၏ လက်ရာမြောက်လှသော လက်မှုအနုပညာကောင်းများ တည်ရှိရာဒေသအဖြစ် အမည်ကြော်ကြားလှပါသည်။ ပုထိုးတော်ကြီးကို ဘိုးတောင်ဘုရားက ၁၇၉၀ ခုနှစ်တွင် စတင်တည်ထားခဲ့ပြီး ဘုရားတကာဘုရင်က ၄၉၉ ပေ (၁၅၂ မီတာ) အထိတည်ထားရန်ရည်ရွယ်ခဲ့သော်လည်း တဘောင်စနည်းတို့ကြောင့် ပြီးစီးအောင်မတည်ဆောက်ဖြစ်ခဲ့ဘဲ ၁၉၈ပေ (မီတာ ၆၀) အထိသာ တည်ထား ခဲ့သည့်စေတီတော်ကြီးဖြစ်သည်။ စတုရန်းပုံရှိအောက်ခြေပတ်လည်မှာ တစ်ဖက်လျှင် ၄၅၀ ပေ (၁၃၇ မီတာ) ကျယ်ဝန်းကာ ပရပုဏ်အစပ် အရှေ့ဖက်မုဒ်ဦး မြစ်ကမ်းနားတွင် ထုထည်ကြီးမားလှသည့် ခြင်္သေ့ကြီးနှစ်ကောင် တည်ထားခဲ့သည်။ ထိုဒေသသို့ရောက်ရှိသူတိုင်း ထုထည်ကြီးမားလှသည့် မြန်မာမှုအနုပညာစေတီတော်ကြီး အဖြစ် သွားရောက်လည်ပတ်ဖူးမြော်ကြသည်။ မန္တလေးမှ ကားဖြင့်ဖြစ်စေ၊ ဧရာဝတီမြစ်အား ဖယ်ရိဖြင့်ကူး၍ဖြစ်စေ၊ စက်ဘီး၊ ဆိုင်ကယ်များဖြင့်ပါ သွားရောက်လည်ပတ်နိုင်သည့်အကွာအဝေးကြောင့် သွားရောက်လည်ပတ်ဖူးမြော်သူ များပြားလှသည်။ မင်းကွန်းဒေသသို့အသွား လမ်းတွင် ထိုဒေသရှိ ကန်ကြီးများအနက်တစ်ခုဖြစ်သည့် ကန်တော်ကြီးကို တွေ့မြင်နိုင်သည်။ ပုထိုးတော်ကြီးတည်ထားရန်လိုအပ်သည့် အုတ်ဖုတ်ရန်အတွက် ကန်တော်ကြီးနေရာတွင် မြေများတူးယူသည့်အတွက် ကန်ကြီးဖြစ်လာခဲ့ခြင်းဖြစ်သည်။ စစ်ကိုင်းတောင်တန်းသို့စတင်ရောက်ရှိသည်နှင့် စေတီပုထိုးများ၊ ဗုဒ္ဓဘာသာဆိုင်ရာအဆောက်အအုံများ၊ ဘုန်းကြီးကျောင်းများ၊ တရားစခန်းများ စသော ယဉ်ကျေးမှုနှင့်သမိုင်းဝင်အမွေအနှစ်များစွာ စစ်ကိုင်းတောင်တန်း တစ်လျှောက် တည်ရှိနေသည့်ဒေသဖြစ်သည်။



ミンゲン・パドダウジー観光の際は、世界最大の釣鐘であるミンゲン・ベルも要チェックです。ミンゲン・ベルは青銅できていますが、仏教徒が、金や銀の装飾品やその他の宝石を青銅の中に入れたと言われています。口の部分の直径が 11 cubits 4 finger thits (訳者注: cubit は「肘から中指の先端までの長さ」で約 50 センチメートル、finger thit は「指の間接の長さ」で約 2.8 センチメートルだそうです。) もあり、重さは 55,555 ビス (訳者注: ミャンマーの重さの単位で 1 ビスが約 1.6 キログラムですので、9 トン弱!) です。

### MHM Asian Legal Insights

ザガインは Hta-Naun tree (白樹皮アカシア) も有名です。ザガインはミャンマー中心部のドライゾーンに位置しますので、乾燥した低地に生息する Hta-Naun tree が広く見られます。Hta-Naun tree は、ミャンマーで薬品として利用されている植物の一つで、その樹皮は繊維の染色に使われています。



မင်းကွန်းပုထိုးတော်ကြီးအပြင် ကြေးဖြင့်သွန်းလုပ်ကာ ဗုဒ္ဓဘာသာကိုးကွယ်ဆည်းကပ်သူများက ရွှေငွေများ၊ ကျောက်မြက်ရတနာများထည့်ဝင်လှူဒါန်းကြကာ တည်ထားခဲ့သည့် အမည်ကျော် “မင်းကွန်းခေါင်းလောင်းကြီး” သို့လည်း သွားရောက်လည်ပတ်ကြသည်။ အလေးချိန် ၅၅.၅၅၅ ပိသာ (၉၀.၅၅ တန်ရှိပြီး အဝအချင်း ၁၆ ပေကျော် (၅ မီတာခန့်) အမြင့် ၁၂ ပေကျော် (၃.၇ မီတာခန့်) ရှိသည်။စစ်ကိုင်းမြို့သည် မြန်မာပြည်အလယ်ပိုင်းအပူပိုင်းဇုန်တွင်တည်ရှိသောကြောင့် မင်းကွန်းဒေသတွင် အညာဒေသ တွင် ပေါက်ရောက်သည့်သစ်ပင်အမျိုးအစားတစ်မျိုးဖြစ်သော ထနောင်းပင်များကိုလည်းတွေ့မြင်နိုင်သည်။ အချို့သောထနောင်းပင်များမှာ ကိုင်းခက်ဖြာဝေကာလှပလှသည်။ ဆေးဖက်ဝင်အပင်ဖြစ်ကာ အခေါက်ကို ပိတ်အရောင်ဆိုးရာတွင် သဘာဝဆိုးဆေးပြုလုပ်ရာ၌လည်းအသုံးပြုကြသည်။



ザガインといえばもう一つ、ミングン・パドダウジーやミングン・ベルのすぐ近くにある ミヤ・ティン・ダン・パゴダも忘れてはなりません。1816 年にパジードウ王により建てられました。メール山の山頂にあるスラムニ・パゴダをモデルにしたもので、ミヤ・ティン・ダン・パゴダを囲む波の形をした 7 つのテラスはメール山の周りの 7 つの山並みを表したものと言われています。1838 年の地震で激しく損傷を受けましたが、1874 年にミンドン王により修復されました。

ထို့အပြင်၊ အနီးအနားတွင် သွားရောက်လည်ပတ်ဖူးမြော်ရာနေရာမှာ “မြသိန်းတန်စေတီ” သည်လည်း ပုထိုးတော်ကြီးနှင့် ခေါင်းလောင်းကြီးတို့နှင့်မဝေးလှဘဲ မင်းကွန်းဒေသ၏အမည်ကျော်လည်ပတ်ရာဖြစ်သည်။ ၁၈၁၉ ခုနှစ်တွင် ဘကြီးတော်မင်းက ဆင်ဖြူတောင်ကုန်းပေါ်တွင် တာဝတိံသာနတ်ပြည်ရှိ စုဠာမဏိစေတီတော် ကို သတ္တန်တူယူကာ တည်ထားခဲ့ခြင်းဖြစ်သည်ဟုဆိုကြသည်။ စေတီတော်ကြီး၏ အောက်ခြေမှ တရွေ့ရွေ့ မြင့်တက်လာသော ရေလှိုင်းကွန်းသဏ္ဍာန် ပစ္စယာခုနှစ်ဆင့်မှာ သီတာခုနှစ်တန်တောင်ခုနှစ်လုံးကို ရည်ရွယ်ထား သည်။၁၈၃၈ ခုနှစ်တွင် ငလျင်ဒဏ်ကြောင့် ဆိုးရွားစွာထိခိုက်ပျက်စီးခဲ့သောကြောင့် မင်းတုန်းမင်းက ၁၈၇၄ ခုနှစ်တွင် ပြုပြင်တည်ဆောက်ခဲ့သည်။

(原文：弁護士 Thit Thit Aung, Nay Chi Oo、翻訳：弁護士 井上 淳)  
 ※本コラムは、担当弁護士が英語で執筆したものの日本語訳です。

## MHM Asian Legal Insights

### セミナー・文献情報

- セミナー [『「DeFi meets TradFi」—Web3 変える金融の未来』](#)  
開催日時 2023年4月21日（金）17:30～21:00  
講師 増田 雅史  
主催 btokyo members
  
- セミナー [（英語配信）『MHM：経済産業省担当者が登壇・外為法指定業種の追加に関する告示改正と対内直接投資に関する最新の審査実務』](#)  
開催日時 2023年4月28日（金）13:00～14:00  
講師 【経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理政策課 国際投資管理室】 橘 雅浩 室長、福富 友美 課長補佐  
【森・濱田松本法律事務所】 東 陽介、大川 信太郎  
主催 森・濱田松本法律事務所  
【お申込みに関して】  
会員制ポータルサイト「[MHM マイページ](#)」にてお申込みを受け付けいたします。  
（申込期限：2023年4月25日（火））  
※MHM マイページのご登録がお済みでない方は、[こちら](#)より新規登録の上でお申込みをお願いいたします。
  
- セミナー [『Web3、NFT、メタバースの法律実務と政策動向～概要から最新動向まで丁寧に解説～』](#)  
開催日時 2023年5月11日（木）13:30～16:30  
講師 増田 雅史  
主催 金融財務研究会
  
- セミナー [『自民党 web3 ホワイトペーパーの徹底解説～各種論点整理と今後の政策動向～』](#)  
開催日時 2023年5月15日（月）10:00～12:00  
講師 増田 雅史  
主催 株式会社新社会システム総合研究所
  
- 論文 「ミャンマーにおける外国為替規制と事業撤退の動向」  
掲載誌 ビジネス法務 Vol.23 No.5  
著者 井上 淳

## MHM Asian Legal Insights

- 論文 「経済安全保障に関する 2022 年までの動向と 2023 年以降の展望 (上)」
- 掲載誌 NBL No.1238
- 著者 宮岡 邦生、蔦 大輔、伊奈 拓哉、新井 雄也

## NEWS

## ➤ ニューヨークオフィス開設のお知らせ

森・濱田松本法律事務所は、2023 年秋の業務開始を目指してニューヨークオフィスを開設する運びとなりましたので、お知らせいたします。

当事務所は、2002 年に森綜合法律事務所と濱田松本法律事務所との統合により設立され、現在約 720 名の弁護士（外国法弁護士を含む）がグループに所属する総合法律事務所です。日本国外においては、1998 年に、他の日本の法律事務所に先駆けて北京にオフィスを開設し、また、2017 年には、バンコクの大手法律事務所と経営統合するなど、クライアントの皆様から「選ばれる事務所 (Firm of Choice)」となるという経営ビジョンの下、アジア地域において業容を拡大してまいりました。

一方、当事務所は長年、米州とアジアにまたがる取引や紛争案件については、各地の法律事務所と緊密に連携しながら助言を行ってまいりましたが、ニューヨークは、グローバル経済の中心地であるとともに、米州とアジアを結ぶ重要な拠点であることから、今般、アジア地域以外では初めてオフィスを開設することいたしました。当事務所は、ニューヨークオフィスを通じ、現地法律事務所やクライアントの皆様との連携をより強固なものとし、双方の地域にまたがる多種多様な法務需要に応じることのできる体制を充実させてまいります。

ニューヨークオフィスでは、当事務所の経営トップの一人であり、海外に幅広いネットワークを有する松村 祐土 弁護士が代表パートナーに就任するとともに、クロスボーダー案件に関し高い専門性、経験および実績を有するパートナーの加賀美 有人 弁護士および鈴木 信彦 弁護士が常駐いたします。加賀美弁護士はクロスボーダーの競争法案件や不正調査・危機管理対応・紛争案件に、鈴木弁護士はクロスボーダーM&A およびコーポレート業務に精通しています。

米州は、クライアントの皆様にとって重要な市場であり続けると同時に、法的にもひと際大きい市場の一つといえます。当事務所は、ニューヨークオフィスの開設を契機に、当事務所グループの全弁護士の総力を結集してさらなるリーガル・サービスの向上、国際業務の深化を目指してまいります。

## MHM Asian Legal Insights

(当事務所に関するお問い合わせ)  
森・濱田松本法律事務所 広報担当  
mhm\_info@mhm-global.com  
03-6212-8330  
www.mhmjapan.com